二―一　特定猟具使用禁止区域（銃器）

一　東葛飾・市川船橋浦安沖特定猟具使用禁止区域（銃器）

次の（一）から（八）までに掲げる区域

（一）市川市の全域（ただし、行徳鳥獣保護区を除く。）

（二）船橋市の全域（ただし、船橋鳥獣保護区を除く。）

（三）松戸市の全域

（四）流山市の全域

（五）鎌ケ谷市の全域

（六）浦安市の全域

（七）東京都江東区若洲三丁目三五番地先海上の東京都所管の東防波堤の南端（北緯三五度三六分四三秒、東経一三九度四九分四一秒）、浦安市千鳥地先海上の海上保安庁所管の浦安沖灯標（北緯三五度三六分四六秒、東経一三九度五三分四一秒）及び習志野市茜浜三丁目四一番の南端を順次直線で結んだ線の北側の海上部分（ただし、東京都の区域を除く。）

（八）野田市今上地先の野田市と流山市との境界線と千葉県と埼玉県との境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を北西へ進み千葉県と茨城県との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み野田市市道二五三六号線と同市関宿台町六、三五四番地先の農道との接点から同農道を北東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南西へ進み同農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市関宿台町七、〇一七番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南西へ進み県道結城野田線との接点に至り、同所から県道結城野田線を南東へ進み同市市道一五〇二号線との接点に至り、同所から同市市道一五〇二号線を北東へ進み県道我孫子関宿線との接点に至り、同所から県道我孫子関宿線を南東へ進み同市市道二〇七〇号線との交点に至り、同所から同市市道二〇七〇号線を北東へ進み同市市道一三一二九号線との接点に至り、同所から同市市道一三一二九号線を北東へ進み同市船形五、五五五番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市市道一三〇八八号線との接点に至り、同所から同市市道一三〇八八号線を北東へ進み同市市道一三一〇四号線との接点に至り、同所から同市市道一三一〇四号線を南東へ進み同市市道一三一〇一号線との接点に至り、同所から同市市道一三一〇一号線を北東へ進み同市市道一三一〇一号線の終点に至り、同所から同市市道一三一〇一号線の終点から東へ延長した直線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み千葉県と茨城県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市木野崎と同市目吹との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み利根川右岸との交点に至り、同所から利根川右岸を南東へ進み同市市道六一一六二号線の終点から東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を東へ進み千葉県と茨城県との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み我孫子市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み手賀川左岸堤防南側法尻との交点に至り、同所から手賀川左岸堤防南側法尻を北西へ進み同市市道一〇―〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―〇〇二号線を北東へ進み我孫子市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同直線を北東へ進み同市市道一〇―〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―〇〇二号線を北東へ進み我孫子市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み柏市と我孫子市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み柏市市道〇一一六〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一六〇号線を南西へ進み手賀川左岸堤防南側法尻との交点に至り、同所から手賀川左岸堤防南側法尻を南東へ進み我孫子市と印西市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道〇〇―〇〇三号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―〇〇三号線を南西へ進み手賀川右岸堤防北側法尻との交点に至り、同所から手賀川右岸堤防北側法尻を北西へ進み下手賀川右岸堤防西側法尻との接点に至り、同所から下手賀川右岸堤防西側法尻を南西へ進み発作橋との交点に至り、同所から発作橋を北西へ進み下手賀川左岸堤防東側法尻との交点に至り、同所から下手賀川左岸堤防東側法尻を北東へ進み手賀川右岸堤防東側法尻との接点に至り、同所から手賀沼南岸堤防北側法尻との接点に至り、同所から手賀沼南岸堤防北側法尻を南西へ進み柏市市道九〇二五六号線の終点から北西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南東へ進み同市市道九〇二五六号線との接点に至り、同所から同市市道九〇二五六号線を南東へ進み同市市道〇一一五三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一五三号線を南西へ進み同市市道九〇三一〇号線の終点に至り、同所から同市市道九〇三一〇号線を北西へ進み同市市道九〇三一〇号線を北西へ延長した直線を北西へ進み手賀沼南岸堤防北側法尻との交点に至り、同所から手賀沼南岸堤防北側法尻を北西へ進み同市市道九〇三五号線の終点から北東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南西へ進み同市市道九〇三五号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三五号線を南西へ進み同市市道〇一一五〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一五〇号線を南東へ進み同市市道〇一一三九号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一三九号線を北東へ進み同市市道〇一一五四号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一五四号線を南西へ進み同市市道〇一一四〇号線との接点に至り、同所から県道柏印西線を西へ進み同市市道〇一一三〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一三〇号線を南へ進み同市市道〇一一三一号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一三一号線を南西へ進み同市市道八〇二八〇号線との接点に至り、同所から同市市道八〇二八〇号線を南東へ進み同市市道八〇三一二号線との接点に至り、同所から同市市道八〇三一二号線を南東へ進み同市市道八〇三一九号線との接点に至り、同所から同市市道八〇三一九号線を南東へ進み同市市道〇一一三四号線との接点に至り、同所から同市市道八〇三一二号線との接点に至り、同所から同市市道八〇三一二号線を南東へ進み柏市と臼井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み柏市と鎌ケ谷市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み松戸市と柏市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み柏市と流山市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を東へ進み野田市と流山市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域（ただし、手賀沼鳥獣保護区を除く。）

二　梅ケ瀬特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市大久保一、〇二五番七ほか二九筆の千葉県立君津青葉高等学校梅ケ瀬演習林

三　国本特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市田淵一、二一四番二地先の県道市原天津小湊線と県道大多喜里見線との接点を起点とし、同所から県道大多喜里見線を北東へ進み市原市市道七一四六号線との接点に至り、同所から同市市道七一四六号線を南西へ進み同市市道七二六六号線との接点に至り、同所から同市市道七二六六号線を北西へ進み同市市道七一七

八号線との接点に至り、同所から同市市道七一七八号線を南西へ進み県道大多喜君津線との接点に至り、同所から県道市原天津小湊線との接点に至り、同所から県道市原天津小湊線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四　新巻特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市新巻二九六番地の一ほか二五一筆の海上自衛隊市原送信所区域内

五　神崎町特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡神崎町小松地先の国道三五六号と香取郡神崎町町道一〇〇九号線の接点を起点とし、同所から国道三五六号を北東へ進み国道三五六号（バイパス）との接点に至り、同所から国道三五六号（バイパス）を南東へ進み香取郡神崎町町道一〇〇五号線との接点に至り、同所から同町町道二〇〇八号線との接点に至り、同所から同町町道二〇〇八号線を南西へ進み同町立野一二六番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北西へ進み同町町道一〇〇六号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇六号線を南西へ進み同町立野五四二番二地先の赤道との交点に至り、同所から同赤道を北西へ進み同町町道三〇〇五号線との接点に至り、同所から同町町道三〇〇五号線を北東へ進み同町町道二〇〇五号線との接点に至り、同所から同町町道二〇〇五号線を北西へ進み同町町道一〇〇二号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇二号線を南西へ進み県道江戸崎神崎線との接点に至り、同所から県道江戸崎神崎線を南西へ進み同町町道三一一五号線との終点から南へ延長した直線を南へ進み成田市と香取郡神崎町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み県道江戸崎神崎線との接点に至り、同所から同町町道三一一三号線を北東へ進み同町町道三一一二号線との接点に至り、同所から同町町道三一一二号線を北東へ進み同町町道三一〇九号線との接点に至り、同所から同町町道三一〇九号線を西へ進み同町町道二〇〇三号線との接点へ至り、同所から同町町道三一〇七号線との接点に至り、同所から同町町道三一〇七号線を北東へ進み同町町道一〇〇九号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇九号線を北西へ進み起点へ至る線で囲まれた区域

六　富里特定猟具使用禁止区域（銃器）

富里市七栄地先の国道四〇九号と国道二九六号との交点を起点とし、同所から国道二九六号を西へ進み富里市市道一―〇〇七号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇〇七号線を北東へ進み富里市と印旛郡酒々井町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み成田市と富里市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み国道四〇九号との交点に至り、同所から国道四〇九号を南東へ進み同市市道一―〇二二四号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇二二三号線を南東へ進み同市市道〇二―〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道〇二―〇〇一号線を南西へ進み同市市道一―〇二三六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇〇三号線を北東へ進み同市市道一―〇二四二号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇二四二号線を南へ進み同市市道一―〇二四〇号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇二四〇号線を東へ進み県道八日市場佐倉線との接点に至り、同所から県道八日市場佐倉線を北東へ進み県道八街三重塚線との接点に至り、同所から県道八街三重塚線を南西へ進み同市市道〇一―〇一四号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇一四号線を南西へ進み高崎川左岸との交点に至り、同所から高崎川左岸を北東へ進み同市市道三―〇二〇一号線との交点に至り、同所から同市市道三―〇二〇一号線を南西へ進み同市市道〇一―〇〇六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇〇六号線を南東へ進み同市中沢一、五九六番一二地先の農道との接点に至り、同所から同市市道三―〇二〇六号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇二〇六号線を西へ進み国道四〇九号との接点に至り、同所から国道四〇九号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

七　七ツ池特定猟具使用禁止区域（銃器）

銚子市長塚町四丁目地先の銚子市市道一〇一〇号線と同市市道四〇一八五号線との接点を起点とし、同所から同市市道四〇一八五号線を南西へ進み同市市道四〇三三八号線との接点に至り、同所から同市市道四〇三三八号線を南西へ進み同市市道四〇三四五号線との接点に至り、同所から同市市道四〇三四五号線を南東へ進み同市市道四〇三五二号線との接点に至り、同所から同市市道四〇三五二号線を北東へ進み同市市道四〇三五三号線との接点に至り、同所から同市市道四〇三五三号線を南東へ進み同市市道二〇〇七号線との接点に至り、同所から同市市道二〇〇七号線を南西へ進み同市市道一〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一〇号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

八　旭市袋特定猟具使用禁止区域（銃器）

旭市二地先の県道八日市場井戸野旭線と旭市市道一―〇〇二号線との接点を起点とし、同所から同市市道一―〇〇二号線を北へ進み同市市道一―〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇〇一号線を北へ進み同市市道一―〇三五号線を北東へ進み同市蛇園七九一番一地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北東へ進み同市蛇園七九〇番一地先の道路との接点に至り、同所から同市蛇園七九〇番一地先の道路を南東へ進み県道銚子旭線との接点に至り、同所から県道銚子旭線を南西へ進み県道飯岡停車場線との交点に至り、同所から県道飯岡停車場線を南西へ進み同市市道一―〇一三号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇一三号線を南西へ進み同市市道一―〇六六号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇六六号線を北西へ進み同市市道A―五〇二三号線との接点に至り、同所から同市市道A―五〇二三号線を北西へ進み同市市道一―〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇一〇号線を北へ進み県道旭停車場線との接点に至り、同所から県道旭停車場線を西へ進み県道八日市場井戸野旭線との接点に至り、同所から県道八日市場井戸野旭線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

九　白浜特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市白浜町滝口地先の南房総市市道四二一〇七号線と同市市道四一〇〇四号線との接点を起点とし、同所から同市市道四一〇〇四号線を西へ進み県道館山白浜線との接点に至り、同所から県道館山白浜線を北東へ進み館山市と南房総市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市白浜町白浜九、五九〇番二地先の馬喰川支流左岸との交点に至り、同所から馬喰川支流左岸を南東へ進み同市市営白浜ダム堰堤との接点に至り、同所から同市市営白浜ダム堰堤を南西へ進み林道白浜線との接点に至り、同所から林道白浜線を南西へ進み同市市道四三一八三号線との接点に至り、同所から同市市道四三一八三号線を南西へ進み農道四号線との接点に至り、同所から農道四号線を南へ進み同市市道四二一〇七号線との接点に至り、同所から同市市道四二一〇七号線を南へ進み起点に至る線で囲ま

れた区域

十　豊房特定猟具使用禁止区域（銃器）

館山市大戸地先の県道館山白浜線と館山市市道七〇二一号線との接点を起点とし、同所から同市市道七〇二一号線を北東へ進み同市市道七〇五一号線を南東へ進み同市市道七〇三一号線との接点に至り、同所から同市市道七〇三一号線を南西へ進み林道越地原一号線との接点に至り、同所から林道越地原一号線を南西へ進み同市市道七〇三一号線との接点に至り、同所から同市市道七〇三一号線を南西へ進み県道館山白浜線との接点に至り、同所から県道館山白浜線を北西へ進み金丸川との交点に至り、同所から金丸川を北東へ進み同市神余四、二一九番一地先の里道との接点に至り、同所から同里道を東へ進み林道南条線との接点に至り、同所から林道南条線を北西へ進み同市大戸四一七番二地先の里道との接点に至り、同所から同里道を北西へ進み同市市道七〇四一号線との接点に至り、同所から同市市道七〇四一号線を北西へ進み同市市道七〇二五号線との接点に至り、同所から同市市道七〇二五号線を北西へ進み県道館山白浜線との接点に至り、同所から県道館山白浜線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十一　安房中央特定猟具使用禁止区域（銃器）

館山市北条地先の国道一二八号と館山市市道一〇三四号線との接点を起点とし、同所から同市市道一〇三四号線を南西へ進み同市市道二七〇号線との接点に至り、同所から同市市道三七〇号線を南西へ進み同市市道一〇四五号線との接点に至り、同所から同市市道一〇四五号線を南西へ進み同市市道一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道一〇三号線を西へ進み同市市道一六〇号線との接点に至り、同所から同市市道一六〇号線を北西へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から県道南安房公園線を南西へ進み同市市道二四六号線との接点に至り、同所から同市市道二四六号線を北西へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を東へ進み館山市と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み県道館山富浦線との交点に至り、同所から県道館山富浦線を南東へ進み県道和田丸山館山線との接点に至り、同所から県道和田丸山館山線を東へ進み館山市と南房総市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み滝川右岸との交点に至り、同所から滝川右岸を南東へ進み同市府中五二三番二地先の館山市と南房総市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北へ進み同市市道三一〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道三一〇〇二号線を南東へ進み同市市道三三一一四号線との接点に至り、同所から同市市道三三一一四号線を北東へ進み館山市と南房総市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北へ進み同市省見二、三〇〇番一地先の赤道の終点から南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北東へ進み同市省見二、三〇〇番一地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北東へ進み県道和田丸山館山線との接点に至り、同所から県道和田丸山館山線を北東へ進み同市市道六一〇〇九号線との交点に至り、同所から同市市道六一〇〇九号線を南東へ進み国道一二八号との接点に至り、同所から国道一二八号を南西へ進み館山市園七五番二地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南へ進み同市園一七七番二四地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を北東へ進み同市園九一番三五地先の生活道路との接点に至り、同所から同生活道路を南西へ進み同市市道九〇四九号線との接点に至り、同所から同市市道九〇四九号線を西へ進み国道一二八号との接点に至り、同所から国道一二八号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十二　大房岬特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市富浦町多田良地先の館山市と南房総市との境界線と海岸汀線との接点を起点とし、同所から海岸汀線を西へ進み岡本川左岸との接点に至り、同所から岡本川左岸を北東へ進み国道一二七号との交点に至り、同所から国道一二七号を南西へ進み県道館山富浦線との接点に至り、同所から県道館山富浦線を南東へ進み館山市と南房総市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十三　岩婦特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市高崎地先の南房総市市道一三〇九一号線と同市市道一三一五二号線との接点を起点とし、同所から同市市道一三一五二号線を南東へ進み同市高崎四八四番の北端に至り、同所から同所と同市高崎一、八五八番の北端を結ぶ直線を北東へ進み同市高崎一、八五八番の北端に至り、同所から同市高崎一、八七三番と同市高崎一、八七四番の境界線を北へ進み同市高崎一、八七八番地先の水路との接点に至り、同所から同境界線を北東へ延長した直線を北東へ進み同市市道一三一五三号線との交点に至り、同所から同市市道一三一五三号線を南東へ進み同市市道一三〇七三号線との交点に至り、同所から同市市道一三〇七三号線を北西へ進み同市市道一三一〇一号線との接点に至り、同所から同市市道一三一〇一号線を南東へ進み同市宮谷一〇六番一地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南西へ進み同市宮谷二六五番一地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南西へ進み同市富浦町居倉と同市宮谷との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市高崎と同市富浦町居倉との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道一一〇〇四号線との交点に至り、同所から同市市道一一〇〇四号線を北西へ進み同市市道一一〇〇三号線との接点に至り、同所から同市市道一一〇〇三号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十四　田子台特定猟具使用禁止区域（銃器）

安房郡鋸南町下佐久間地先の安房郡鋸南町道一一一〇二号線と県道外野勝山線との接点を起点とし、同所から県道外野勝山線を北東へ進み林道嶺岡中央三号線との接点に至り、同所から林道嶺岡中央三号線を北東へ進み南房総市と安房郡鋸南町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同町町道一一一〇二号線との接点に至り、同所から同町町道一一一〇二号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十五　鋸山特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市と安房郡鋸南町との境界線と海岸汀線との接点を起点とし、同所から富津市と安房郡鋸南町との境界線を東へ進み林道金谷元名線との交点に至り、同所から林道金谷元名線を南へ進み同町町道一〇四三号線との接点に至り、同所から同町町道一〇四三号線を南へ進み同町町元名一、五一四番一三地先の同町管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を南西へ進み富津館山道路との交点に至り、同所から富津館山道路を南東へ進み元名川左岸との交点に至り、同所から元名川左岸を南西へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十六　郡特定猟具使用禁止区域（銃器）

君津市郡地先の国道一二七号と県道絹郡線との接点を起点とし、同所から国道一二七号を南西へ進み君津市市道小山野・富津線との接点に至り、同所から同市市道小山野・富津線を南西へ進み富津市市道旧国道線との接点に至り、同所から同市市道旧国道線を南西へ進み同市市道中上線との接点に至り、同所から同市市道中上線を北西へ進み同市市道梅田山入線との接点に至り、同所から同市市道梅田山入線を北東へ進み県道絹郡線との接点に至り、同所から県道絹郡線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十七　東京湾岸特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市瀬又地先の千葉市と市原市との境界線と県道日吉誉田停車場線との接点を起点とし、同所から県道日吉誉田停車場線を南西へ進み市原市市道四三五九号線との接点に至り、同所から同市市道四三五九号線を南東へ進み同市市道〇一二〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二〇号線を北西へ進み県道誉田停車場潤井戸線との接点に至り、同所から県道誉田停車場潤井戸線を西へ進み同市市道四一三三号線との接点に至り、同所から同市市道四一三三号線を南東へ進み同市市道四三五一号線との接点に至り、同所から同市市道四三五一号線を南西へ進み同市市道八三一八号線との接点に至り、同所から同市市道八三一八号線を北西へ進み同市市道八三二六号線との交点に至り、同所から同市市道八三二六号線を北西へ進み県道誉田停車場潤井戸線との接点に至り、同所から県道誉田停車場潤井戸線を南西へ進み県道五井本納線との接点に至り、同所から県道五井本納線を西へ進み同市市道〇〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇〇二号線を北西へ進み同市君塚三五七番三地先の東京電力パワーグリッド株式会社送電線下との交点に至り、同所から同送電線下を南西へ進み神ケ浦市市道笠上代宿線との交点に至り、同所から同市市道笠上代宿線を北西へ進み県道袖ケ浦姉崎停車場線との接点に至り、同所から県道袖ケ浦姉崎停車場線を南西へ進み県道袖ケ浦中島木更津線との接点に至り、同所から県道袖ケ浦中島木更津線を南西へ進み県道木更津袖ケ浦線との接点に至り、同所から県道木更津袖ケ浦線を南西へ進み県道木更津末吉線との接点に至り、同所から県道木更津末吉線を南西へ進み木更津市文京四丁目五番一六地先に至り、同所から県道木更津末吉線を南西へ進み国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を南西へ進み県道富津公園線との接点に至り、同所から県道富津公園線を南西へ進み県立富津公園幹線園路三との接点に至り、同所から県立富津公園幹線園路三を北東へ進み富津市市道富津漁港線との接点に至り、同所から同市市道富津漁港線を北東へ進み同市市道長浜第一二線との接点に至り、同所から同市市道長浜第一二線を北西へ進み同市市道長浜第一二線の終点に至り、同所から同市市道長浜第一二線を北西へ延長した直線を北西へ進み海岸汀(てい)線との交点に至り、同所から海岸汀(てい)線を北東へ進み富津漁港西側護岸の東端に至り、同所から同所と富津市新富地先の北緯三五度一〇分四八秒、東経一三九度四八分五〇秒の点とを結んだ直線を北東へ進み同市新富地先の北緯三五度一〇分四八秒、東経一三九度四八分五〇秒の点に至り、同所から同所と同市新富地先の北緯三五度二〇分五三秒、東経一三九度四九分一〇秒の点とを結んだ直線を北東へ進み同市新富地先の北緯三五度二〇分五三秒、東経一三九度四九分一〇秒の点に至り、同所から同所と君津市君津地先の海岸汀(てい)線の西端とを結んだ直線を北東へ進み同市君津地先の海岸汀(てい)線の西端に至り、同所から海岸汀(てい)線を北東へ進み木更津市新港地先の北緯三五度二三分一二秒、東経一三九度五三分四一秒の点に至り、同所から同所と同市久津間地先の北緯三五度二四分五秒、東経一三九度五四分三秒の点とを結んだ直線を北東へ進み同市久津間地先の北緯三五度二四分五秒、東経一三九度五四分三秒の点に至り、同所から同市久津間地先の護岸を北東へ進み同市久津間地先の江川水門との接点に至り、同所から江川水門を西へ進み同市久津間地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を西へ進み小櫃川左岸導流堤との接点に至り、同所から小櫃川左岸導流堤を南西へ進み小櫃川左岸導流堤との西端に至り、同所から同所と同市久津間地先の北緯三五度二四分三三秒、東経一三九度五三分五二秒の点とを結んだ直線を北西へ進み同市久津間地先の北緯三五度二四分三三秒、東経一三九度五三分五二秒の点に至り、同所から同所と同市北浜町地先の畔戸漁港護岸の北西端とを結んだ直線を北西へ進み同市北浜町地先の畔戸漁港護岸の北西端に至り、同所から畔戸漁港護岸を東へ進み北浜橋との交点に至り、同所から北浜橋を南東へ進み同市畔戸地先の護岸との交点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中島地先の金田水門との接点に至り、同所から金田水門を北へ進み同市中島地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北へ進み同市中島地先の同護岸の北東端に至り、同所から同所と同市中島四、三六六番九地先の護岸の南端とを結んだ直線を南東へ進み同護岸の南端に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中島地先の高須水門との接点に至り、同所から高須水門を北東へ進み同市中島地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中島地先の吾堀水門に至り、同所から吾堀水門を北東へ進み同市中島地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市牛込一、四三四番六地先に至り、同所から同護岸を北西へ進み同市牛込一、四三五番一地先に至り、同所から同護岸を北東へ進み袖ケ浦市市道南神神納線との接点に至り、同所から同市市道南神神納線を北東へ進み同市南神地先の護岸との接点に至り、同所から同護岸を北東へ進み同市中神一五番二地先の同護岸の北東端に至り、同所から同所と千葉市美浜区新港二三六番地先の護岸の南端とを結んだ直線を北東へ進み同市美浜区新港二三六番地先の同護岸の南端から三キロメートルの点に至り、同所から東京湾海岸汀(てい)線と千葉市と市原市との境界線との交点とを結んだ直線を南東へ進み東京湾海岸汀(てい)線と同境界線との交点に至り、同所から同境界線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十八　大網高校中正農場特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市緑区下大和田町地先の千葉市緑区下大和田町二、三四三番二地先の里道と千葉市と大網白里市との境界線との接点を起点とし、同所から同境界線を南西へ進み同市緑区上大和田町一番二地先の千葉市市道上大和田町五号線との接点に至り、同所から同市市道上大和田町五九三番二地先の里道との接点に至り、同所から同里道を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

十九　八千代市保品特定猟具使用禁止区域（銃器）

八千代市保品地先の八千代市市道保品一号線と県道八千代宗像線との接点を起点とし、同所から県道八千代宗像線を南東へ進み同市市道保品一五号線との接点に至り、同所から同市市道保品一五号線を南東へ進み同市市道保品八号線との接点に至り、同所から同市市道保品八号線を南西へ進み同市市道保品一号線との接点に至り、同所から同市市道保品一号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十　佐原水郷特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市佐原イ地先の香取市市道Ⅱ―七六号線と東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点を起点とし、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を北西へ進み両総用水第一導水路左岸との交点に至り、同所から両総用水第一導水路左岸を北東へ進み利根川右岸堤防との接点に至り、同所から同堤防を南東へ進み同市市道Ⅱ―七六号線の終点から北東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を南西へ進み同市市道Ⅱ―七六号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅱ―七六号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十一　海老川特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡横芝光町宮川地先の国道一二六号と山武郡横芝光町町道Ｆ二五一号線との接点を起点とし、同所から同町町道Ｆ二五一号線を北西へ進み同町町道Ⅰ―二〇号線との接点に至り、同所から同町町道Ⅰ―二〇号線を北へ進み匝瑳市市道一一八号線との接点に至り、同所から同市市道一一八号線を北東へ進み国道一二六号との接点に至り、同所から国道一二六号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十二　豊里特定猟具使用禁止区域（銃器）

銚子市諸持町地先の銚子市市道一〇一八号線と同市市道一〇一九七号線との接点を起点とし、同所から同市市道一〇一九七号線を南西へ進み同市市道一〇一一号

線との接点に至り、同所から同市市道一〇一一号線を南西へ進み県道多古笹本線との接点に至り、同所から県道多古笹本線を北西へ進み香取郡東庄町町道〇二一二号線との接点に至り、同所から同町町道〇二一三号線を北西へ進み同町町道〇一〇三号線との交点に至り、同所から同町町道〇二一三号線との接点に至り、同所から同町町道四〇一三号線を南東へ進み銚子市市道一〇三一 四号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一一号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一一八号線との接点に至る線で囲まれた区域

二十五　香取東部特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市一ノ分目地先の香取市市道一五五〇号線と利根川右岸堤防との接点を起点とし、同所から利根川右岸堤防を南東へ進み県道谷原息栖東庄線との交点に至り、同所から県道谷原息栖東庄線を南西へ進み黒部川右岸堤防との交点に至り、同所から黒部川右岸堤防を南東へ進み利根川右岸堤防との接点に至り、同所から利根川右岸堤防を南東へ進み銚子市と香取郡東庄町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み香取郡東庄町町道四〇一二号線との接点に至り、同所から同町町道四〇一二号線を北西へ進み同町町道〇一〇三号線との交点に至り、同所から同町町道〇一〇三号線を北東へ進み県道下総橘停車場東城線との接点に至り、同所から県道下総橘停車場東城線を北西へ進み同町町道一二三四号線との接点に至り、同所から同町町道一二三三号線を北西へ進み同町町道〇二一〇号線との接点に至り、同所から同町町道〇一〇四号線を北西へ進み同町町道〇二一〇九八号線との接点に至り、同所から同町町道〇一〇四号線を北西へ進み県道旭笹川線との接点に至り、同所から県道旭笹川線を南西へ進み大利根用水大幹線用水路との交点に至り、同所から大利根用水大幹線用水路を北西へ進み国道三五六号との交点に至り、同所から国道三五六号を北西へ進み香取市市道五五三〇号線との接点に至り、同所から同市市道五五三〇号線を南東へ進み同市市道五五三六号線との接点に至り、同所から同市市道五五三六号線を南東へ進み同市市道Ⅱ―三一号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅱ―三一号線を北西へ進み同市市道Ⅰ―三〇号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―三〇号線を南東へ進み同市市道Ⅱ―三四号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅱ―三四号線を南西へ進み同市市道五六七四号線との接点に至り、同所から同市市道五六七四号線を南東へ進み同市市道五六七三号線との接点に至り、同所から同市市道五六七三号線を南東へ進み同市市道五六七号線との接点に至り、同所から同市市道五六七号線を南東へ進み同市市道五六六八号線との接点に至り、同所から同市市道五六六八号線を南西へ進み同市市道五六六六号線との接点に至り、同所から同市市道五六六六号線を北東へ進み県道小見川海上線との接点に至り、同所から県道小見川海上線を北西へ進み東日本旅客鉄道株式会社成田線との交点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社成田線を北西へ進み同市市道一五五〇号線の始点から南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同市市道一五五〇号線の始点から南西へ延長した直線を北東へ進み同市市道一五五〇号線との接点に至り、同所から同市市道一五五〇号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十六　山田特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市府馬地先の県道旭小見川線と香取市市道Ⅰ―五四号線との接点を起点とし、同所から同市市道Ⅰ―五四号線を北東へ進み同市市道Ⅰ―五三号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―五三号線を北西へ進み同市市道六一二三号線との接点に至り、同所から同市市道六一二三号線を南西へ進み県道旭小見川線との接点に至り、同所から県道旭小見川線を南西へ進み県道山田栗源線との接点に至り、同所から県道山田栗源線を北西へ進み同市市道Ⅰ―五二号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―五二号線を北東へ進み県道旭小見川線との交点に至り、同所から県道旭小見川線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十七　千葉市東部特定猟具使用禁止区域（銃器）

千葉市緑区土気町地先の千葉市緑区土気町一番六地先の県道千葉大網線と千葉市と大網白里市との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南東へ進み千葉市市道小山町二号線との接点に至り、同所から同市市道小山町二号線を北西へ進み同市市道小食土町一八号線との接点に至り、同所から同市市道小食土町一八号線を北東へ進み同市市道小山町二号線との接点に至り、同所から同市市道小山町二号線を北西へ進み同市市道小食土町一四号線との接点に至り、同所から同市市道小食土町一四号線を南西へ進み県道土気停車場金剛地線との接点に至り、同所から県道土気停車場金剛地線を北西へ進み同市市道大椎町二八号線との接点に至り、同所から同市市道大椎町二八号線を北東へ進み同市市道大椎町二二号線との接点に至り、同所から同市市道大椎町二二号線を北西へ進み同市市道大木戸町四号線との接点に至り、同所から同市市道大木戸町四号線を南東へ進み同市市道大木戸町三〇号線との接点に至り、同所から同市市道大木戸町三〇号線を南西へ進み同市市道大木戸町三二号線との接点に至り、同所から同市市道大椎町二五号線との接点に至り、同所から同市市道大椎町二五号線を南西へ進み同市市道大椎町二五号線の終点と千葉市と市原市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み千葉市緑区越智町一、三八六番六地先の県道生実本納線との交点に至り、同所から県道生実本納線を北西へ進み市原市瀬又一、〇〇六番六七地先の千葉市と市原市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み千葉市緑区誉田町二丁目一〇番五二地先の県道千葉大網線との交点に至り、同所から県道千葉大網線を南東へ進み千葉市市道大高町四号線との接点に至り、同所から同市市道大高町四号線を北東へ進み同市指定道路大高町一号線との接点に至り、同所から同市指定道路大高町一号線を北西へ進み同市市道大高町一号線との接点に至り、同所から同市市道高津戸町四号線との接点に至り、同所から同市市道高津戸町四号線を北東へ進み同市市道高津戸町二号線との接点に至り、同所から同市市道高津戸町二号線を北西へ進み同市緑区平川町八八〇番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市指定道路高津戸町二七号線との接点に至り、同所から同市指定道路高津戸町二七号線を北東へ進み同市緑区高津戸町七二〇番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市市道土気町一七号線との接点に至り、同所から同市市道土気町一七号線を南東へ進み県道土気停車場千葉中線との接点に至り、同所から県道土気停車場千葉中線を北東へ進み同市市道土気町二号

線を南東へ進み同市市道土気町一一号線との接点に至り、同所から同市市道土気町一一号線を南東へ進み同市市道土気町一〇号線との接点に至り、同所から同市市道土気町一〇号線を南西へ進み同市市道土気町二三号線との接点に至り、同所から同市市道土気町二三号線を南西へ進み県道千葉大網線との接点に至り、同所から県道千葉大網線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十八　大網柳橋特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市柳橋地先の県道正気茂原線と東金市との境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を東へ進み同市桂山と同市九十根との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市桂山二八六番三地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南西へ進み同市市道三―〇二〇〇号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇二一〇〇号線を南西へ進み同市市道三―〇二一〇八号線との交点に至り、同所から同市市道三―〇一九三号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一八六号線を南西へ進み県道山田台大網白里線との接点に至り、同所から県道山田台大網白里線を北西へ進み同市市道三―〇一八六号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一八六号線を北西へ進み同市柳橋八〇一番七地先の道路との接点に至り、同所から同市柳橋八〇一番七地先の道路を北西へ進み同市市道三―〇一八四号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一八四号線を南西へ進み同市市道三―〇一八二号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一八二号線を北西へ進み県道正気茂原線との接点に至り、同所から県道正気茂原線を北へ進み同市市道三―〇一五五号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一五五号線を北西へ進み同市市道三―〇一七四号線との交点に至り、同所から同市市道三―〇一七四号線を北東へ進み同市市道三―〇一六四号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一六四号線を西へ進み同市市道三―〇一六二号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一六二号線を北西へ進み同市市道三―〇一六七号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇一六七号線を北東へ進み東金市と大網白里市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

二十九　佐倉特定猟具使用禁止区域（銃器）

佐倉市角来地先の鹿島川右岸と京成電鉄株式会社京成本線との交点を起点とし、同所から京成電鉄株式会社京成本線を南東へ進み県道佐倉印西線との交点に至り、同所から県道佐倉印西線を北東へ進み佐倉市市道Ⅰ―一二号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―一二号線を南東へ進み同市市道一―三三三号線との接点に至り、同所から同市市道一―三三三号線を北東へ進み同市市道一―三四二号線との接点に至り、同所から同市市道一―三四二号線を南東へ進み同市市道一―三五二号線との接点に至り、同所から同市市道一―三五二号線を北西へ進み同市市道一―四〇八号線との接点に至り、同所から同市市道一―四〇八号線を西へ進み同市市道Ⅰ―一〇号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―一〇号線を北西へ進み県道佐倉印西線との接点に至り、同所から県道佐倉印西線を北東へ進み同市市道Ⅱ―八号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅱ―八号線を北東へ進み同市市道一―四一九号線との接点に至り、同所から同市市道一―四一九号線を北東へ進み同市市道一―四三二号線との接点に至り、同所から同市市道一―四三二号線を南東へ進み同市市道一―四三一九号線との接点に至り、同所から同市市道一―四三一九号線を北東へ進み同市市道Ⅱ―九号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅱ―九号線を南東へ進み同市市道一―三五四号線との接点に至り、同所から同市市道一―三五四号線を南東へ進み同市市道一―三五六号線との交点に至り、同所から同市市道一―三五六号線を南東へ進み同市市道一―三五八号線との接点に至り、同所から同市市道一―三五八号線を南東へ進み同市市道一―三五一号線との接点に至り、同所から同市市道一―三五一号線を南東へ進み同市市道Ⅰ―一二号線との交点に至り、同所から同市市道Ⅰ―一二号線を北東へ進み同市市道一―二七三号線との接点に至り、同所から同市市道一―二七三号線を南東へ進み同市市道一―二七三号線との接点に至り、同所から同市市道一―一九七号線との接点に至り、同所から同市市道一―一九七号線を南東へ進み同市市道一―一九七号線が南西へ曲がる屈折点に至り、同所から同市市道一―一九七号線を南東へ延長した直線を南東へ進み佐倉市と印旛郡酒々井町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み国道二九六号との交点に至り、同所から国道二九六号を南西へ進み同市市道Ⅱ―一三号線との交点に至り、同所から同市市道Ⅱ―一三号線を南東へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を南西へ進み東日本旅客鉄道株式会社総武本線との交点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社総武本線を南西へ進み県道佐倉印西線との交点に至り、同所から県道佐倉印西線を南東へ進み同市市道四―一三号線との交点に至り、同所から同市市道四―一三号線を南東へ進み同市市道四―一八号線との接点に至り、同所から同市市道四―一八号線を南西へ進み同市市道四―一九号線との接点に至り、同所から同市市道四―一九号線を南東へ進み同市市道四―一〇一号線との接点に至り、同所から同市市道四―一〇一号線を南東へ進み同市城二〇四番二八〇地先の同市市道四―九四号線との接点に至り、同所から同市市道四―九四号線を南西へ進み同市市道四―九二号線との接点に至り、同所から同市市道四―九二号線を南西へ進み同市城一八八―二五四地先の同市市道四―九二号線の西端に至り、同所から同市城一八八番二五三地先の歩道とを結んだ直線を南西へ進み同市城一八八番二五三地先の歩道との接点に至り、同所から同歩道を南西へ進み同市城一八八番二七六の南西端に至り、同所から同所と同市市道四―七六号線と同市市道四―一〇二号線との接点を結んだ直線を南西へ進み同市市道四―一〇二号線との交点に至り、同所から同市市道四―一〇二号線を南西へ進み県道佐倉印西線との接点に至り、同所から県道佐倉印西線を北西へ進み同市市道Ⅰ―三三号線との交点に至り、同所から同市市道Ⅰ―三三号線を南西へ進み同市市道Ⅰ―三三号線との交点に至り、同所から同市市道四―一〇二号線を南西へ進み鹿島川右岸との接点に至り、同所から鹿島川右岸を北西へ進み同市市道四―三五五号線との接点に至り、同所から同市市道四―三五五号線を南東へ進み同市市道四―三三九号線との接点に至り、同所から同市市道四―三三九号線を北東へ進み同市市道四―三三六号線との接点に至り、同所から同市市道四―三三六号線を北西へ進み同市市道四―三三七号線との接点に至り、同所から同市市道四―三三七号線を南西へ進み県道佐倉停車場千代田線との接点に至り、同所から県道佐倉停車場千代田線を北東へ進み同市市道四―三七一号線との接点に至り、同所から同市市道四―三七一号線を北西へ進み高崎川左岸との接点に至り、同所から高崎川左岸を北西へ進み鹿島川右岸との接点に至り、同所から鹿島川右岸を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十　四街道佐倉特定猟具使用禁止区域（銃器）

佐倉市小竹千拓地先の手繰川と印旛沼西部調整池堤防法尻との交点を起点とし、同所から印旛沼西部調整池堤防法尻を南東へ進み佐倉市市道三―一号線との接点に至り、同所から同市市道三―一号線を南東へ進み国道一九六号との接点に至り、同所から国道一九六号を北西へ進み同市市道三―一号線との接点に至り、同所から同市市道三―五一二号線を南西へ進み佐倉市立印南小学校の敷地との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市印南二一三番八地先の民有地との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道三―五一二号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―一六号線を南東へ進み同市市道Ⅰ―一六号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅰ―一七号線を南西へ進み同市市道

市道七―九九号線との接点に至り、同所から同市市道七―九九号線を南東へ進み同市吉見五四番二地先に至り、同所から南西へ延長した直線を南西へ進み佐倉市立千代田小学校の敷地との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道Ⅰ―一七号線との接点に至り、同所から同市市道七―一一九号線を北東へ進み佐倉市と四街道市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み県道佐倉停車場千代田線との交点に至り、同所から県道佐倉停車場千代田線を南へ進み四街道市市道三〇一八三号線との接点に至り、同所から同市市道三〇一八二号線との交点に至り、同所から同市市道三〇一八二号線を南へ進み県道佐倉停車場千代田線との接点に至り、同所から県道佐倉停車場千代田線を南西へ進み同市物井と同市もねの里三丁目との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同市市道〇二〇一七号線との接点に至り、同所から同市市道〇二〇一七号線を北東へ進み同市物井一三番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市市道〇二〇一三号線との接点に至り、同所から同市市道〇二〇一三号線を南西へ進み同市市道三〇一七五号線との交点に至り、同所から同市市道三〇一七五号線を南東へ進み鹿島川左岸堤防法尻との接点に至り、同所から鹿島川左岸堤防法尻を南東へ進み同市市道〇一〇一五号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇一五号線を西へ進み東日本旅客鉄道株式会社総武本線との接点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社総武本線を南西へ進み同市市道〇一〇一九号線との交点に至り、同所から同市市道〇一〇一九号線を南東へ進み同市市道四〇一二七号線との接点に至り、同所から同市市道四〇一二七号線を北東へ進み同市市道四〇一二六号線との接点に至り、同所から同市市道四〇一二六号線を北東へ進み鹿島川左岸堤防法尻との接点に至り、同所から鹿島川左岸堤防法尻を南東へ進み同市市道四〇一二五号線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市みそら四丁目三〇番二二地先の水路との接点に至り、同所から同水路を南西へ進み同市市道〇一〇二六号線との交点に至り、同所から同市市道〇一〇二六号線を北西へ進み同市市道〇一〇一七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇一七号線を北西へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を北東へ進み同市市道四〇一五〇号線との接点に至り、同所から同市市道四〇一五〇号線を南東へ進み同市市道四〇一五三号線との接点に至り、同所から同市市道四〇一四九号線との接点に至り、同所から同市市道四〇一四九号線を北東へ進み同市吉岡七九四番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を東へ進み同市吉岡七九六番地先の水路との接点に至り、同所から同水路を南へ進み県道浜野四街道長沼線との交点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を南東へ進み千葉市市道谷当町七一号線との接点に至り、同所から同市市道谷当町七一号線を南西へ進み県道浜野四街道長沼線との接点に至り、同所から県道浜野四街道長沼線を南東へ進み同市市道下田町七号線との交点に至り、同所から同市市道下田町七号線を南西へ進み同市市道坂月町下田町線との接点に至り、同所から同市市道坂月町下田町線を南東へ進み同市市道若松町金親町線との交点に至り、同所から同市市道若松町金親町線を北西へ進み千葉市と四街道市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み千葉市と佐倉市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み佐倉市と八千代市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み佐倉市市道Ⅱ―一号線との接点に至り、同所から同市市道Ⅱ―一号線を北

練木線との接点に至り、同所から同市市道中島・練木線を東へ進み同市市道大鷲・練木線との接点に至り、同所から同市市道大鷲・練木線を北東へ進み同市市道大鷲、百目木線との接点に至り、同所から同市市道大鷲、百目木線を北東へ進み県道君津鴨川線との接点に至り、同所から県道君津鴨川線を南東へ進み同市市道市宿・日渡根線との接点に至り、同所から同市市道市宿・日渡根線を南西へ進み同市市道君津・清和線との接点に至り、同所から同市市道君津・清和線を北へ進み同市市道糠田線との接点に至り、同所から同市市道糠田線を南西へ進み同市市道糠田、台線との接点に至り、同所から同市市道糠田、台線を南西へ進み同市糠田四五六番八地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南西へ進み同市市道中島・荻作線との接点に至り、同所から同市市道中島・荻作線を北へ進み同市市道泉・中小線との接点に至り、同所から同市市道泉・中小線を南西へ進み同市市道六手・中島線との接点に至り、同所から同市市道六手・中島線を北西へ進み県道荻作君津線との接点に至り、同所から県道荻作君津線を北西へ進み国道一二七号との接点に至り、同所から国道一二七号を南東へ進み同市市道四号幹線との交点に至り、同所から同市市道四号幹線を北西へ進み県道君津青堀線との接点に至り、同所から県道君津青堀線を南西へ進み富津市市道大堀二間塚線との接点に至り、同所から同市市道大堀二間塚線を北西へ進み同市市道旧役場五区線との接点に至り、同所から同市市道旧役場五区線を北西へ進み同市市道大堀二間塚線との接点に至り、同所から同市市道大堀二間塚線を北西へ進み同市市道坂口線との接点に至り、同所から同市市道坂口線を北東へ進み同市市道坂口線が北東方向へ曲がる屈折点に至り、同所から同市市道坂口線を北東へ延長した直線を北東へ進み同市市道坂口二号線との交点に至り、同所から同市市道坂口二号線を北東へ進み同市大堀一、八一七番一三地先の同市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北西へ進み国道一六号との接点に至り、同所から国道一六号を北東へ進み県道木更津富津線との接点に至り、同所から県道木更津富津線を北東へ進み木更津市と君津市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市北子安八六八番三地先の国道一二七号との接点に至り、同所から国道一二七号を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十六　野呂特定猟具使用禁止区域（銃製器）

千葉市若葉区野呂町地先の国道一二六号と千葉市市道野呂町五六号線との接点を起点とし、同所から同市市道野呂町五六号線を北へ進み同市市道野呂町一四号線との接点に至り、同所から同市市道野呂町一四号線を北東へ進み同市市道古泉町八一号線との接点に至り、同所から同市市道古泉町八一号線を北へ進み同市市道中田町一五〇号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一五〇号線を北に進み同市若葉区古泉町三八九番一地先の道路との接点に至り、同所から同市若葉区古泉町三八九番一地先の道路を北東へ進み同市市道中田町一五〇号線との接点に至り、同所から同市市道中田町一五〇号線を北東へ進み同市若葉区古泉町四六九番一地先の道路との接点に至り、同所から同市若葉区古泉町四六九番一地先の道路を北東へ進み同市市道和泉町一四号線との接点に至り、同所から同市市道和泉町一四号線を南東へ進み国道一二六号との接点に至り、同所から国道一二六号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十七　安須特定猟具使用禁止区域（銃製器）

市原市浅井小向地先の市原市市道一三号線と同市市道五一六五号線との接点を起点とし、同所から同市市道五一六五号線を北東へ進み同市市道八四〇九号線との接点に至り、同所から同市市道八四〇九号線を南西へ進み同市市道五〇三八号線との接点に至り、同所から同市市道五〇三八号線を南西へ進み同市市道一三号線との接点に至り、同所から同市市道一三号線を南東へ進み同市市道六五一八号線との接点に至り、同所から同市市道六五一八号線を北東へ進み同市市道一三号線との接点に至り、同所から同市市道一三号線を北西へ進み同市市道六〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道六〇〇一号線を北西へ進み県道南総姉崎線との接点に至り、同所から県道南総姉崎線を北西へ進み同市市道六四七九号線との接点に至り、同所から同市市道六四七九号線を北東へ進み同市市道五〇四四号線との接点に至り、同所から同市市道五〇四四号線を北東へ進み同市市道一三号線との接点に至り、同所から同市市道一三号線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十八　荒木根特定猟具使用禁止区域（銃製器）

いすみ市大野地先の荒木根ダム堤防といすみ市大野三、九九〇番四六地先の荒木根ダム管理用道路との接点を起点とし、同所から荒木根ダム管理用道路を南東へ進み県道天津小湊夷隅線との接点に至り、同所から県道天津小湊夷隅線を南西へ進み勝浦市市野郷一、三七六番三〇地先の管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北西へ進み同市市野郷一、三七六番八地先の水路との接点に至り、同所から同水路を北西へ進み薄原堰の南端に至り、同所から薄原堰東岸を北西へ進み夷隅郡大多喜町石神一、四五八番三二地先の荒木根ダム管理用道路との接点に至り、同所から荒木根ダム管理用道路を北西へ進み荒木根ダム堤防との接点に至り、同所から荒木根ダム堤防を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

三十九　大戸見特定猟具使用禁止区域（銃製器）

君津市大坂地先の君津市市道久留里松丘線と国道四一〇号との接点を起点とし、同所から国道四一〇号を南東へ進み同市市道広岡大戸見線との接点に至り、同所から同市市道広岡大戸見線を南西へ進み同市市道久留里松丘線との接点に至り、同所から同市市道久留里松丘線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十　上泉特定猟具使用禁止区域（銃製器）

袖ケ浦市上泉地先の袖ケ浦市上泉一、七六四番九の七地先の農道と同市市道飯富上泉線との接点を起点とし、同所から同市市道飯富上泉線を東へ進み県道千葉鴨川線との交点に至り、同所から県道千葉鴨川線を南へ進み同市市道上泉三三号線との接点に至り、同所から同市市道上泉三三号線を北東へ進み県道上高根北袖線との接点に至り、同所から県道上高根北袖線を南東へ進み同市市道永吉上泉線との交点に至り、同所から同市市道永吉上泉線を南東へ進み県道南総昭和線との接点に至り、同所から県道南総昭和線を南西へ進み県道千葉鴨川線との交点に至り、同所から県道千葉鴨川線を北東へ進み同市市道上泉二三号線との接点に至り、同所から同市市道上泉二三号線を北西へ進み同市市道飯富上泉線との接点に至り、同所から同市市道飯富上泉線を西へ進み同市市道下泉一号線との接点に至り、同所から同市市道下泉一号線を南西へ進み同市下泉一、三八九番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北へ進み同市上泉一、七六四番一の一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十一　坂田池特定猟具使用禁止区域（銃製器）

山武郡横芝光町坂田池地先の山武郡横芝光町町道Ⅰ―一号線と県道横芝下総線との接点を起点とし、同所から県道横芝下総線を南東へ進み同町町道Ａ三〇四号線との接点に至り、同所から同町町道Ａ三〇四号線を南東へ進み同町町道Ａ三〇六号線との接点に至り、同所から同町町道Ａ三〇六号線を南西へ進み県道横芝下総線との接点に至り、同所から県道横芝下総線を北西へ進み同町町道Ｂ二〇七号線との接点に至り、同所から同町町道Ｂ二〇七号線を南西へ進み山武市と山武郡横芝光町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町町道Ⅱ―四号線との接点に至り、同所から同町町道Ⅱ―四号線を西へ進み同町町道Ｂ一九八号線との接点に至り、同所から同町町道Ｂ一九八号線を北西へ進み同町町道Ｂ一八九号線との接点に至り、同所から同町町道Ｂ一八九号線を北東へ進み同町町道Ⅰ―一号線との接点に至り、同所から同町町道Ⅰ―一号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十二　犬吠特定猟具使用禁止区域（銃器）

銚子市唐子町地先の国道一二六号と東日本旅客鉄道株式会社総武本線との交点を起点とし、同所から東日本旅客鉄道株式会社総武本線を南東へ進み銚子電気鉄道株式会社銚子電気鉄道線との接点に至り、同所から銚子電気鉄道株式会社銚子電気鉄道線を南東へ進み銚子市市道新生長崎町線との交点に至り、同所から同市市道新生長崎町線を南東へ進み県道銚子公園線との接点に至り、同所から県道銚子公園線を南東へ進み同市市道長崎町九号線との接点に至り、同所から県道銚子公園線を南西へ延長した直線を南西へ進み海岸汀線との交点に至り、同所から海岸汀線を西へ進み同市市道犬若三号線の終点から南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北東へ進み同市市道犬若三号線との接点に至り、同所から同市市道犬若三号線を北東へ進み県道銚子公園線を北へ進み同市市道高神西町三崎町一丁目一号線との接点に至り、同所から同市市道高神西町三崎町一丁目一号線を北西へ進み同市市道小川町名洗線との接点に至り、同所から同市市道小川町名洗線を北西へ進み同市市道飯沼長塚町線との交点に至り、同所から同市市道飯沼長塚町線を北西へ進み同市市道春日町西芝町一号線との接点に至り、同所から同市市道春日町西芝町一号線を南西へ進み国道一二六号との接点に至り、同所から国道一二六号を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十三　袖ケ浦市上池特定猟具使用禁止区域（銃器）

袖ケ浦市野田地先の袖ケ浦市市道野田三号線と県道長浦上総線との接点を起点とし、同所から県道長浦上総線を南西へ進み同市市道飯富上泉線との交点に至り、同所から同市市道飯富上泉線を北東へ進み同市市道のぞみ野三五号線との接点に至り、同所から同市市道のぞみ野三五号線を南西へ進み同市市道下泉六号線との接点に至り、同所から同市市道下泉六号線を南へ進み同市市道上泉岩井線との接点に至り、同所から同市市道上泉岩井線を南西へ進み県道南総昭和線との接点に至り、同所から県道南総昭和線を北西へ進み同市市道勝一号線との接点に至り、同所から同市市道勝一号線を北西へ進み同市市道大曽根一八号線との接点に至り、同所から同市市道大曽根一八号線を北東へ進み県道南総昭和線との接点に至り、同所から県道南総昭和線を西へ進み同市市道飯富蔵波台線との接点に至り、同所から同市市道飯富蔵波台線を北東へ進み同市市道神納二八号線との接点に至り、同所から同市市道神納二八号線を北東へ進み同市市道神納橘線との接点に至り、同所から同市市道神納橘線を南東へ進み同市市道野田一号線との接点に至り、同所から同市市道野田一号線を南東へ進み同市市道野田三号線との接点に至り、同所から同市市道野田三号線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十四　奈土特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市奈土地先の成田市市道奈土柴田線と県道郡停車場大須賀線との接点を起点とし、同所から県道郡停車場大須賀線を北西へ進み成田市と香取郡神崎町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み成田市市道稲荷山柴田線との接点に至り、同所から同市市道稲荷山柴田線を南西へ進み同市市道柴田一号線との接点に至り、同所から同市市道柴田一号線を南西へ進み同市市道奈土柴田線との接点に至り、同所から同市市道奈土柴田線を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十五　大多喜万木城房総特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡睦沢町妙楽寺地先の県道大多喜一宮線と長生郡睦沢町町道一〇六六号線との接点を起点とし、同所から同町町道一〇六六号線を北東へ進み同町町道杉山寺台線との接点に至り、同所から同町町道杉山寺台線を南東へ進み同町町道杉山遠間線との接点に至り、同所から同町町道杉山遠間線を南東へ進み県道夷隅瑞沢線との交点に至り、同所から県道夷隅瑞沢線を南西へ進み同町町道九四〇号線との接点に至り、同所から同町町道九四〇号線を南西へ進み同町町道九三一号線との接点に至り、同所から同町町道九三一号線を南西へ進み県道夷隅瑞沢線との接点に至り、同所から県道夷隅瑞沢線を南西へ進みいすみ市と長生郡睦沢町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西へ進み万木城カントリークラブの区域の東側境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み夷隅郡大多喜町下大多喜二、九四二番地先の大多喜カントリークラブの区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同町町下大多喜二、〇四三番一地先の同町町道台高谷線との接点に至り、同所から同町町道台高谷線を北西へ進み県道大多喜一宮線との接点に至り、同所から県道大多喜一宮線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十六　白井市特定猟具使用禁止区域（銃器）

柏市柳戸地先の柏市市道〇一一三三号線と同市市道九〇六六〇号線との接点を起点とし、同所から同市市道九〇六六〇号線を東へ進み同市市道九〇七八〇号線との接点に至り、同所から同市市道九〇七八〇号線を南西へ進み同市市道九〇七八四号線との接点に至り、同所から同市市道九〇七八四号線を南西へ進み同市市道九〇七八四号線の終点に至り、同所から同市市道九〇七八四号線を南西へ延長した直線を南西へ進み柏市と白井市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み印西市と白井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道〇〇―〇〇二号線を南西へ進み同市市道一三―〇二九号線との接点に至り、同所から同市市道一三―〇二九号線を南西へ進み同市市道一四―〇〇一号線との接点に至り、同所から同市市道一四―〇〇一号線を南東へ進み同市市道〇〇―〇〇五号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―〇〇五号線を南東へ進み県道市川印西線との接点に至り、同所から県道市川印西線を北東へ進み同市市道〇〇―一〇八号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇八号線を南東へ進み同市市道一五―〇〇三号線との接点に至り、同所から同市市道一五―〇〇三号線を南西へ進み同市市道〇〇―〇二号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―〇二号線を南東へ進み同市市道〇〇―〇一三号線を南東へ進み同市市道〇〇―〇一四号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―〇一四号線を南東へ進み同市市道一六―〇一三号線との接点に至り、同所から同市市道一六―〇一三号線を南西へ進み同市市道一六―〇〇九号線との接点に至り、同所から同市市道一六―〇〇九号線を西へ進み同市市道一六―〇二号線との接点に至り、同所から同市市道一六―〇二号線を南西へ進み八千代市と白井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み船橋市と白井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み鎌ケ谷市と白井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み柏市と白井市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み柏市市道〇一一三三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一三三号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十七　平砂浦・藤原特定猟具使用禁止区域（銃器）

館山市伊戸地先の県道南安房公園線と館山市市道五〇二五号線との接点を起点とし、同所から同市市道五〇二五号線を北東へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から国道四一〇号を北西へ進み同市市道三三五号線との接点に至り、同所から同市市道三三五号線を南東へ進み同市市道七〇二六号線との接点に至り、同所から同市市道七〇二六号線を南東へ進み同市市道七〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道七〇二七号線を南東へ進み県道館山白浜線との接点に至り、同所から県道館山白浜線を南東へ進み同市神余四、二五六番一地先の里道との接点に至り、同所から同里道を西へ進み同市市道五〇一九号線との接点に至り、同所から同

市市道五〇一九号線を南西へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から国道四一〇号を北西へ進み佐野川右岸との交点に至り、同所から佐野川右岸を北西へ進み海岸法線との接点に至り、同所から海岸法線を北西へ進み同市伊戸一、四八九番一地先に至り、同所から北へ延長した直線を北へ進み県道和田日浜館山自転車道線との接点に至り、同所から県道和田日浜館山自転車道線を北西へ進み県道南安房公園線との接点に至り、同所から県道南安房公園線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十八　千倉特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市千倉町川口地先の南房総市市道千倉一一一号線と県道館山大貫千倉線との接点を起点とし、同所から県道館山大貫千倉線を北東へ進み県道館山千倉線との接点に至り、同所から県道館山千倉線を南東へ進み同市市道千倉一一号線との接点に至り、同所から同市市道千倉一一号線を南西へ進み同市市道一一一号線との接点に至り、同所から同市市道一一一号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

四十九　神ケ浦市神納特定猟具使用禁止区域（銃器）

神ケ浦市蔵波地先の県道神ケ浦姉崎停車場線と神ケ浦市市道神納四二号線との接点を起点とし、同所から同市市道神納四二号線を南東へ進み同市市道奈良輪蔵波線との交点に至り、同所から同市市道奈良輪蔵波線を東へ進み同市市道飯富蔵波公線との接点に至り、同所から同市市道飯富蔵波公線を南西へ進み同市市道神納橋線との接点に至り、同所から同市市道神納橋線を西へ進み同市市道神納二五号線との接点に至り、同所から同市市道神納二五号線を北西へ進み同市市道奈良輪蔵波線との接点に至り、同所から同市市道奈良輪蔵波線を北西へ進み同市奈良輪一九二番二の南端に至り、同所から同所と県道神ケ浦中島木更津線と同市奈良輪三〇八番一の西端との接点を結んだ直線を北西へ進み県道神ケ浦中島木更津線と同市奈良輪三〇八番一の西端との接点に至り、同所から県道神ケ浦中島木更津線を北東へ進み県道神ケ浦姉崎停車場線との接点に至り、同所から県道神ケ浦姉崎停車場線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

五十　姉ケ崎カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市野一六五番地の一ほか三〇二筆の姉ケ崎カントリー倶楽部の区域内及び同市中高根一、一六六番地ほか三七二筆の立野クラシック・ゴルフ倶楽部の区域内